

2 調整指数

項目	条件		現行	改定案
1	子どもの保育状況 (1~13のどれかを加算する)	認証・認可外保育所・保育ママ・ベビーシッター等、認可保育所及び地域型保育事業施設(小規模保育所・家庭的保育事業・事業所内保育事業等)以外の施設に委託(週3日昼間4時間以上)	8	8
2		認可保育園に在園(台東区外)	7	7
3		認可保育園の一時保育利用(非定型のみ)	6	6
4		幼稚園に在園	5	5
5		地域型保育事業施設(小規模保育所・家庭的保育事業・事業所内保育事業等)を利用	5	5
6		認可保育園に在園(台東区内)	5	5
7	保護者	産休中で同一職場へ復職予定	7	7
8		育児休業中(給付金あり)で同一職場へ復職予定	7	7
9		育児休業中(給付金なし)で同一職場へ復職予定	3	7
10		保護者が職場で就労中に保育	4	5
11	保護者以外	保護者が自宅で保育(求職中・就労内定)	3	3
12		知人が保育	5	5
13		祖父母が保育	4	4
		祖父母以外の親族が保育	4	4
14	ひとり親世帯	(1)離婚届・死亡届等を提出後3ヶ月以内等、生活の激変を緩和する必要がある場合	基本指数が20になるまで	基本指数が20になるまで
		(2)上記以外のひとり親世帯	5	5
	ひとり親に準ずる世帯	(3)離婚調停中で別居(要証明書提出)		3
15	世帯の状況 (該当する項目を加算減算する)	生活保護を受給している世帯	2	2
16		児童福祉等の観点から特別の配慮が必要と認められる場合	1~5	1~5
17		申請児童本人又は同一世帯内のきょうだいが身体障害者手帳・愛の手帳・精神障害者保健福祉手帳を交付されている	2	2
18		きょうだいで同一の認可保育園を希望する転園申請	4	4
19		きょうだい(卒園する児童を除く)が認可保育園に在園している	4	4
20		保護者と同居している未就学児が3人以上いる(多子世帯)	2	2
21		保護者と同居している小学生以下のきょうだいがいる	1	1
22		きょうだい2人以上の同時申請	1	1
23		地域型保育事業、東上野乳児保育園、康保会乳児保育所を卒園する台東区在住の児童で、引き続き保育が必要な場合(4月入園のみ適用する。)	4	5
24		初めての入所希望月から6ヶ月以上待機している(転園申請は除く)	2	2
25		生計中心者が失業(3ヶ月以内)したことにより、就労の必要性が高い	2	2
26		祖父母がいるが、遠方、就業、病気等により保育にあたれない理由がある(不存在含む)	1	1
27		就労できない在留資格(家族滞在等)で資格外活動許可書の提出のない場合(ただし、資格外活動許可書申請中であることを確認できた場合を除く。)	-2	-2
28	保育所保育料を滞納している世帯	-1.5	-1.5	
29	保育所、または認定こども園の内定を断った場合	-5	-5	

調整指数は重複できます。(1~13はどれか1つ)

(注1) 項目1については有償で月極め契約をし、保護者が就労等により保育を必要とする時間帯に委託していることが、条件となります。

(注2) 項目1のベビーシッターとは、協会等に登録のある者に委託していることが、条件となります。

(注3) 項目8の育児休業中とは、育児・介護休業法等の規定に基づくものをいいます。

(注4) 項目14(1)については、14(2)と比較し高い方で加点します。

(注5) 項目15~17、25については、入園審査月の状態で判断します。

(注6) 項目15と16については重複できません。高い方で加点します。

(注7) 項目18については、きょうだいの在園する園以外に申請した場合は、他の園の入園審査時は加算されません。

(注8) 項目22については、入園の意志のないきょうだいの申請は加算できません。

(注9) 項目29については、辞退した入園月から起算して6ヶ月間適用します。

3 指数同一の場合の優先項目

きょうだいが同一の保育園に在園している
生活保護受給世帯等生活が困窮していることが明らかな世帯
保護者どちらかが夜間就労(19:00 - 6:00の間の勤務)
ひとり親世帯
地域型保育事業、東上野乳児保育園、康保会乳児保育所の卒園児
保護者どちらかが単身赴任(住居別)
多胎児
待機期間
同一年度内の入所内定で内定辞退をしていない
単園希望ではない
祖父母の状況
保護者どちらかが身体障害者手帳・愛の手帳・精神障害者保健福祉手帳を交付されている